

関東地方整備局からの情報提供

令和2年7月



国土交通省 関東地方整備局
企画部 技術管理課・技術調査課

令和2年度事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策の概要①

本省通知:令和2年5月7日付「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」を受けた対応

◆新型コロナウイルス感染症を踏まえ、一層の円滑な工事発注及び施工体制確保を図るため以下の対策を実施する。

1. 入札・契約に係る取組

◆総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算設定等

- ・技術者評価に関する施工経験に係る評価の簡素化、**地域防災担い手確保型及び技術提案チャレンジ型を積極的に活用。**
- ・図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要になるよう、**インターネット等を活用し閲覧を実施する。**

◆適切な規模・内容による発注

- ・事業執行の迅速化や効率化及び施工体制の確保の観点から、分任支出負担行為担当官で契約できる範囲を**土木工事においては4億5千万円(官庁営繕工事においては3億円)まで拡大。**
- ・中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く工事で、工事難易度が比較的低いものは、**上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進。**

◆入札方式等の取扱い

- ・契約の性質又は目的により競争に加わるものが少数で一般競争に付する必要がないものについては、指名競争入札方式を選択することができる。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、競争参加者が小数と見込まれるとともに、技術難易度が比較的低い工事について、指名競争入札方式を選択することができる。
- ・**指名競争入札方式は、原則、広く入札参加意欲を確認し、総合評価落札方式にて実施するものとする。**
 - **フレームワーク方式** : 複数の工事について、幅広く入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式
 - **公募型指名競争方式** : 案件毎に幅広く入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式
- ※これらの方式において、**要件を満たす全ての入札参加者を指名する場合には、一者応札であっても入札契約手続きを継続**することができる。
- ・業務については、4千万円以下の技術的難易度が比較的低いものについては、**「実施能力を評価した選定」を選択**できることとする。

令和2年度事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策の概要②

◆多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・工事難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、競争参加資格の施工実績に係る要件において工事量を求めないこととして実施。
- ・将来の担い手を確保するとともに、品質が良好な社会資本を持続的に社会に供給できる体制の確保を目指す「監理技術者交代モデル工事」の活用を検討。

◆技術提案審査の更なる効率化

- ・入札・契約手続委員会や技術審査会、総合評価委員会(部会)等の開催について、委員は必要最小限の人数とし、WEBによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催を実施。

◆入札書及び技術資料の同時提出型の取り扱い

- ・令和2年度上半期に発注する一般土木C等級工事は、同時提出型を適用しないことを可とする。

令和2年度事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策の概要③

2. 設計・積算に係る取組

◆見積りの積極活用等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特別調査の徴収が困難な歩掛や材料単価については、特別調査によらず、見積りにより歩掛や材料単価を決定。
- ・特別調査によらず、見積りによる対応を行う場合において、見積りの徴収についても対応が困難な歩掛や材料単価は、土木工事標準積算基準書に掲載の歩掛、物価資料に掲載の材料単価等を用いて概算・概略数量により積算。
- ・概算・概略数量とした工種等は入札公告時に特記仕様書に明示し契約後、特別調査や見積りにより設計変更を実施。

◆災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・災害等の発生等により、共通仮設費・現場管理費が積算基準と実態が乖離していると想定される場合は間接工事費実績変更方式を積極的に採用。
- ・その上で不調・不落となった場合は同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接工事費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設費率・現場管理費率の補正係数を設定し、予定価格を作成することが可能。

◆山間地等における移動時間を考慮した積算

- ・施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、土木工事標準積算基準書に示す「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用。

◆適切な設計変更

- ・個別の現場に係る新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要と認められる対策について設計変更を実施。

◆適切な工期設定

- ・柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、余裕期間制度を原則活用。当分の間の運用として、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定。

◆交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・円滑な施工に向けて、交通誘導警備員の確保が課題となる場合は、必要に応じて、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の対策を講じる。

3. 施工段階における取組

◆監理技術者の途中交代に関する運用の徹底

- ・受注者の責によらない理由により工期が延長された場合においては、監理技術者の途中交代を行うようにするなど関連通知に基づき適切な運用を行う。
- ・学校等の臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等について適切に対応する。

◆工事書類の簡素化

- ・検査の確認書類を工事品質に関わる資料に限定した検査書類限定型モデル工事を積極的に活用。

◆検査の実施

- ・人と人との接触をできるだけ避けるために必要最小限で実施する等の適切な対策を実施。

◆遠隔臨場の取組

- ・関連通知に基づき、遠隔臨場を積極的に実施。

◆成績評価における取組

- ・工事種別が維持修繕である工事等の実施については、成績評価を行う際に加点評価を実施する。

4. 入札不調の際の随意契約の実施

◆入札不調により契約に至らない工事等について、随意契約を行うなど適切かつ積極的に対応。

- ・工事や地域の特性、過去の不調発生状況を踏まえて、入札不調の可能性のある工事については、入札参加資格要件の緩和や積算上最大限の対策を講じるとともに、入札公告を行う際に記者発表を実施する。

■ 感染拡大防止対策に係る設計変更に関する運用について

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、下記の対応とすることを基本とする。

<p>工事・業務共通</p>	<p>① 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、<u>受注者は新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る計画書</u>（一時中止期間中に実施する対策については、一時中止期間中の工事現場の維持・管理等に関する基本計画書、一時中止期間中以外に実施する対策については、<u>変更施工計画書</u>（業務の場合は<u>変更業務計画書</u>））（以下、「計画書」という。）<u>を作成し、打合せ簿にて発注者に提出し協議を行う。</u></p> <p>② 受発注者協議により、<u>個別の現場又は履行箇所</u>に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とし、<u>請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行う。</u>なお、費用等について、受注者、発注者双方の認識に相違が生じないようにするため、受注者から計画書が提出された段階で速やかに設計変更の対象とする事項を受発注者間で協議する。</p> <p>③ 感染拡大防止のために必要と認められる対策については、<u>精算時にて設計変更</u>する。 費用計上にあたっては、物価資料（建設物価、積算資料）により費用を算出するものとするが、<u>物価資料に記載のない資材等については、見積りや領収書等を確認したうえで実費精算とする。</u></p>
<p>工事における対応</p>	<p>④ 工事の一時中止を伴わない場合の費用の計上 積算にあたっては、<u>共通仮設費、現場管理費に該当する取組をまとめて、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として共通仮設費に積み上げ計上する。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u></p> <p>⑤ 工事の一時中止を行った場合の費用の計上 <u>工事一時中止期間中に実施した新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用は「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」にて積算を行うものとし、上記「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」に含めないものとする。</u> なお、一時中止期間外に行った対策に要した費用については、上記④に基づき費用の計上を行う。</p>
<p>業務における対応</p>	<p>⑥ 業務の一時中止を伴わない場合の費用の計上 積算にあたっては、<u>直接経費に「新型コロナウイルス感染拡大防止対策費」として積み上げ計上する。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u></p> <p>⑦ 業務の一時中止を行った場合の費用の計上 <u>外業を伴う業務において、業務一時中止期間中に実施した個別の履行箇所に係る新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用は、受発注者の協議により設計変更の対象とする。</u>なお、<u>全ての管理費の対象外とする。</u> なお、一時中止期間外に行った対策に要した費用については、上記⑥に基づき費用の計上を行う。</p>

○ 直轄工事・業務では、感染拡大防止のために必要と認められる対策について、精算時に契約変更を実施。
※以下の例に限らず、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待（契約額に大きく関わる対策は前広な協議を）

(工事における設計変更の対象とする対策の例)



「3密」の中での打合せ
⇒現場事務所の拡張



インカム



シールドヘルメット



作業時のマスク着用



消毒液の設置



赤外線体温計



Webカメラを活用した
遠隔による現場確認



労働者宿舎（↑外観、
→共用スペース）
⇒近隣宿泊施設の確保



(業務における設計変更の対象とする対策の例)



飛沫感染防止対策 (ビニール養生)



消毒液の設置



業務従事者のマスク着用



赤外線体温計

- ※ 個別の履行箇所に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、例示以外の項目についても、受発注者の協議により設計変更の対象となることもあるため、様々な工夫を期待。
- ※ 設計業務などで、個別の業務における対策であることが確認できないものは設計変更の対象外。